

第八十四回国 参議院運輸委員会、地方行政委員会、法務委員会連合審査会会議録第一号

昭和五十三年五月十二日(金曜日)

午前十時一分開会

出席者は左のとおり。

運輸委員会

- 委員長 三木 忠雄君
- 理事 安田 隆明君
- 山崎 竜男君
- 目黒 朝次郎君
- 太田 淳夫君

委員

- 井上 吉夫君
- 伊江 朝雄君
- 石破 二朗君
- 江藤 智君
- 佐藤 信二君
- 高平 公友君
- 西久 保重君
- 瀬谷 英行君
- 矢田部 理君
- 内藤 功君
- 山田 勇君

地方行政委員会

- 委員長 金井 元彦君
- 理事 夏目 忠雄君
- 志吉 裕君
- 神谷信之助君

委員

- 衛藤征士郎君
- 金丸 三郎君
- 熊谷 弘君
- 鈴木 正一君
- 鍋島 直昭君
- 成相 善十君

法務委員会

委員長

- 中尾 辰義君

理事

- 八木 一郎君
- 山本 富雄君
- 寺田 熊雄君
- 宮崎 正義君

委員

- 上田 稔君
- 大石 武一君
- 上條 勝久君
- 藤川 一秋君
- 秋山 長造君
- 小谷 守君
- 円山 雅也君
- 江田 五月君

衆議院議員

発議者

- 足立 篤郎君

政府委員

内閣法制局長官

- 真田 秀夫君

警察庁長官官房

長

- 山田 英雄君

運輸省航空局長

長

- 高橋 寿夫君

自治省財政局長

長

- 山本 悟君

事務局側

- 常任委員会専門員 伊藤 保君
- 常任委員会専門員 奥村 俊光君
- 常任委員会専門員 村上 登君

衆議院法制局側

法制次長

- 大竹 清一君

説明員

警察庁警備局参事官

- 近藤 恭二君

本日の会議に付した案件

○新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案(衆議院提出)

〔運輸委員長三木忠雄君委員長席に着く〕  
○委員長(三木忠雄君) ただいまから運輸委員会、地方行政委員会、法務委員会連合審査会を開会いたします。

先例により、私が連合審査会の会議を主宰いたします。  
新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案を議題といたします。

本案の趣旨説明はお手元に配付いたしましたとおりでございますので、御了承のほどをお願いいたします。

これより質疑を行います。  
質疑のある方は順次御発言願います。  
○寺田熊雄君 ます運輸大臣に御質問いたしたいんですが、もしいま提案されている法案が真に成田空港の安全確保に必要なならば政府が当然これを国会に提出する義務があると思うのですが、本法を政府が提案せず議員立法にゆだねた理由を伺いたいと思います。

○国務大臣(福永健司君) ただいまお話しした点は、いかなる形で提案するかということにつきま

しては、国会側でもお考えだし、また政府の方でもいまお話しのような点等もどうしように考えるべきかということ、ある程度協議をいたしました。まあしかし、これはいわば異例の措置であり、さきに、三月二十六日にあつた事態等もあつたために国会の方でも御決議等をなすつておられました。私もどうこうと言うよりも、国会側でもあつた決議があつたこと、これあり、どうしようにするかという御協議をなすつた結果、議員提案という形においてお出しになるということでございますので、まあお話しのように、政府提案という考えもこれはあり得るわけではございますが、立法機関たる国会がそうしようということでお進めになるということでございます。するならば、われわれはそういうプロセスにおいて国会がお決めになることに対して忠実に対処していくと、こういうことであるべきだということ、国会もお出しになる、政府も出すということ、これはいたさず、国会がお出しになる御措置に對してわれわれは従っていくと、こういう措置にいたしましたわけでございます。

○寺田熊雄君 これは御承知のように、薬事法で、薬局の開設の許可の問題に関して、かつて最高裁判所でこれが憲法違反だとして宣告されたことがあります。そのときに、私現実にその裁判をなされた最高裁の裁判官にお目にかかつてお話を承つたのでありますけれども、当時、立案のときに内閣法制局が違憲の疑いがあるという意見を出したので、政府提案にせず議員立法にゆだねたというふうに自分は聞いておると、いかにも議員立法というものは十分なスタッフも擁せず、急いでまっしぐらに進むので警戒を要するという話を直接その裁判官から聞いたことがあります。本法もやはり私も、さまざま問題点を抱えておられるの疑いがあり、さまざま問題点を抱えておられるのであります。これからお尋ねをいたします。



いるわけでございますから、その点も御理解をいただきたいと思ひます。

○寺田熊雄君 たいま提案者、私は非常に良心的な御発言だと思ひます。初めは現在おられる者が破壊活動者であるかのごとき御答弁であり、次いで全国から、いやそれはいまの者はわからないと、蓋然性とおっしゃって、いまはたまたまの御答弁は、いま現在おられる者が破壊活動者かどうかは自分としてはわからないとおっしゃる。だから、いますぐ撤去するなんていう乱暴なことは考えていないとおっしゃる。そうですね、もう一遍確認いたします。間違ひございませんか。

○衆議院議員(足立篤郎君) この法律が成立いたしますと、これは認定その他は行政府に任せられるわけでありまして、その場合の認定について提案者がいまここで規制するといいますが、束縛するようなことは避けたいと思ひますが、すべて現状認識に基づいて行政府の責任においてこの認定が行われるというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○寺田熊雄君 それでは運輸大臣にお尋ねいたします。

運輸大臣もたいま団結小屋に居住しあるいは利用しておられる者が破壊活動者であるという、もうすべてが破壊活動者という前提でお考えになっておられるんじゃないでしょうか。いま足立さんは、それは自分としてはわからないということをおっしゃったんですが、運輸大臣いかがですか。

○国務大臣(福永健司君) 私は国会でお決めにありまする法に忠実であることを旨といたしたいと考へるわけでございます。ただいま審議の途中でございますから、政府側がどの解釈にいたします、どうしようということとはむしろ慎むべきである。現に寺田さん等もおっしゃってありますこと等をよく拝聴いたしました。もし、この法案が議了され、成立するということになりましたら、その条文はもとよりでございますが、あらゆる観点からこれを最も公正に、最も妥當に運用していく責任があらうと、こういうふうに考へます。

さらに申しますならば、私は願わくはこうした法は、法の存在によって、法の発動を見ることなくいろいろの事態が起こらないようなことで済むというような社会、それをひたすら念願するものであります。

○寺田熊雄君 なぜ私がこういう点についてお尋ねをするかといふと、新聞紙上ではもうすでにこの法案が成立すればすぐに撤去するんだと、十八日までに撤去するということが報道せられておられるわけですよ。そうすると、法案が成立する以前に壊すことをもう計画しておると、現在おられるもう破壊活動者だと、詳細な実態調査も何もなしにもう即壊しちゃうんだと、これはもう非常にファッショ的な治安立法以外の何物でもないわけですよ。ですから、私は提案者なり運輸大臣がそういうことを企図しているのかどうかということをお尋ねしたいわけですよ。お二方の再度の御答弁をお願いします。

○国務大臣(福永健司君) よく御質問の御趣旨をわからせていただきました。まあ私もちりりその種の新聞記事を見たこともございます。私は決して新聞の活字によって法の適用を——それは皆さんがお考えになっておられるようなこと等が出まされる場合は、これはもちろん例外はございませうが、いま話が出ておられますようにございまして、そういう活字があったから運輸省がそういうことを考へているということでは決してございませぬ。またそういうことにとられるようなことが運輸省の吏員、職員等でありまされるならば、これは大いに私調査の上今後について強く戒めることがなければならぬと思ひますが、いずれにいたしましても、私は法の何を待っておつて、成立したらすぐにそういうことをするなということには毛頭考へていないわけでございます。

○衆議院議員(足立篤郎君) 先ほど申し上げましたとおり、この認定等につきましては行政府に任せられるわけでございますから、現状認識に立つて間違ひなく行政府で処置をせらうというものが立法者の意思であります。

○寺田熊雄君 次に、本法第二条第二項の「暴力主義的破壊活動等を行い」というのはすでに行った者でありますから、これはもう私も、行政府が認定するのにはさほどの困難はないと思ひますけれども、「行つたおそれがある」と認められる者」というのは、私どもの経験ではきわめて困難な仕事でもあると思ひますが、また乱用のおそれもあるものかと思ひますが、この「行つたおそれがある」ということを認定する基準をどこに置かれるか、これは提案者にお尋ねします。

○衆議院議員(足立篤郎君) 「おそれがある」と認められる者」といふことは、拡大解釈が幾らでもできるんじゃないかという御心配があつての御質問と考へております。たとえば従来この当たる行為を列挙しているわけでございますが、そうした「暴力主義的破壊活動」を行つて検査されたことがあるというような者、あるいはいま第二条に掲げております「暴力主義的破壊活動等」を主張しておる集団に所属しておる、それにかかわつておるというような者、そういう者が原則として私はおそれがある者というふうに考へておるわけでございます。

○寺田熊雄君 従来犯罪を行つて検査されたことがある者、それから暴力的な破壊活動の必要性を主張する団体に加入している者あるいはこれにかかわつた者、一応の基準をさせていただいたわけですね。

で、これは、かかわつた者といふのはどの程度の者なんでしょう。ちょっと、いや私がお尋ねをするのは、私も過去において治安維持法違反の裁判をした経験があるんですよ。一緒に食事をした、それから時事を談じたりした者も「相互ノ意識高揚ヲ努メ、以ツテ日本共産党ノ目的遂行ニ資スル行爲ヲシタル者ナリ」といって懲役三年、現実に検査がそういうことで起訴をし、私も裁判を余儀なくされたわけですよ。もちろん執行猶予にしました。そして検査が、執行猶予にする

とはけしからぬ、判事の思想を調査するというようなことを言つてきたこともあり、追ひ返しましたけれどもね。そういう實際われわれは歴史的经验を持っておるわけですよ。だからこれを、一緒に飯を食つた、時事を談じた、かかわつたといふことじゃ無限に拡大されるでしょう。だから、かかわつた者といふのは提案者としてはどの程度の者を指しておきたいのか、それはやっぱりしぼつていただかなきゃいけませんよ。

○衆議院議員(足立篤郎君) これはまあ非常にお答えがむずかしいわけでございますが、私の考えでは、やはりいま申し上げたような暴力主義を主張する団体に直接メンバーにはなつてないが常に行動をもとにしておるとか、またたとえば成田のあの周辺の団結小屋で、そうした暴力主義集団が集合したときに一緒に集合をして、その協議に参加しているとか、そういうのは団員でなくてもやっぱいかかわつた者という範囲へは含めておかないと、この規制は万全を期せられないというふうな思つておられますが、いまお話しのように、一緒にどこかで食事をしたからおまえはかかわりがあるんじゃないかとか、あるいは血のつながりがあるから、親戚だからかかわりがあるんじゃないかと、何かきつても質問の中にもありますが、成田の反対農民の中にはおやじは反対でこちこちだが、家族はむしろ賛成だといふようなお話もございました。ですから、これはなかなか精神分析をしないやなぬといふことになりまから、むずかしい問題でございますが、やはり基準はその行動に基づいて蓋然性という点に置くべきではないかというふうに考へておられます。

○寺田熊雄君 たいまいろいろお話がありました。たとえば一緒に集合したと、そしてその行動に賛意を表したといふようなお話がありましたね。これは一応の基準だと思ひますよ。私は、集合した途から放つた人もあるわけですからね、不賛成の人もあるわけですからね。ただ、いま提案者のおっしゃつたそういう者の行動というもの、運輸大臣が掌握するということは、私は恐

らく不可能だと思えます。まあ航空局長さん部下までいらっしやうって一生懸命やっらっしやる御誠意のほどは私もよくわかりますけれども、しかしそんなところまで運輸当局が認定し得るものとはどうも考えられない、いかがでしょう、運輸大臣。

○国務大臣(福永健司君) 条文の中にあること等についてないしは、たとえばいまかかわり合いがあるというような表現においてどういうようにそれを解釈して運用していくかということ等については、挙げて立法過程が進んで法律成立後にわれわれはそれについての所見等を、もし必要がありとするならば言うべきであると思うわけでございまして、したがって、そういう解釈等は、審議の過程のものについてどうこうということには私は申し上げるわけではございません。これは大いに慎重ななければならぬ。そのことは足立さんの言うこともよく聞き、寺田さんの言うこともさらにまあ同じようによく聞くということではなければならぬと思えます。

で、いまお話しした運輸大臣が認定する云々ということ、まあ国会でそういうふうにお決めにありますならば、これ容易でないと私は思っています。思いますが、私としては、私にはそういうことをいたしたいなどと考えているものではないと、たゞし、国会でお決めにありますことに対しては忠実でなければならぬ、民主主義政治のもとにおいて当然そうであろうと思うわけでございませぬ。

そこで、いまお話ししたむずかしいがどうしようというお話、私も大変むずかしいと思えます。で、ございませぬ、このむずかしいことをどうしように御決定なさいませぬ場合においては、いろいろ論議のありませぬところ等をよく心得て公正な運用をしていかねばならぬ、そういうわけでございませぬ、恐らくまだこれを決ましているわけじゃないからその点は御理解をいただきたいと思うんでございませぬ、運輸省限りでもそんな材料を集めたりなんというわけにはいかぬと

思います。ですからそういうときにはそういうところをいろいろやっておられる、所管しておられるところ、そういうこととちよつとこれは語弊がありますが、関連することで所管しておられる方面等にもいろいろ資料を提供してもらおう等の措置を講じなきゃならぬ、こういうふうに考えております。

○寺田熊雄君 私もこの法案を現実運用するということになりますと、どうしてもこれは警察当局の資料によらざるを得ないと、もう提案者の御説明でもすでに過去において犯罪を犯したりして握っておるものは警察しかないので、これをもう把握しておるものは警察しかないので、それから、暴力主義的破壊活動を主張している団体に加入している者、これも公安調査庁なりあるいは警察当局なりにこれは依存せざるを得ないわけですね。したがって、私は、これはやはりこの法案は治安当局が現実には執行することになると、これはもう間違いない事実だと思つて。私も過去において治安当局が、終戦前は憲兵隊もそうでしたけれども、私どもが判断するよりもはるかに危険分子といふものの幅を広げてしまつたわけですね、いままでは、そういう危険性といふものは過去の経験にかんがみてどうしようも否定できない。

ここで警察当局にお尋ねをするけれども、一、二、三、二六事件のときに集まった人間が何千人おつて、その中で現実には犯罪を犯しているは検挙せられた者と認定し得る者、これは一体どのぐらい把握しておられたらどうか伺いたいと思つて。○国務大臣(加藤武徳君) 三月二十六日の管制塔へ乱入いたしました事件と、そしてその前後を通じましてのB滑走路南端アプローチのいわゆる横堀要塞と、かように称しておりますこととの関連におきましては、百六十六名の検挙者を出しておるのでございませぬ、なお三月二十六日の三里塚第一公園におきます反対大集会と、かように称せられたもの、そこに参加をいたしました者は約七千名、そのうち極左暴力集団と考えられます者は四千七百名程度と、かように把握をいたしてお

りませぬ。○寺田熊雄君 七千名のうち四千七百名と認定をしたというのですけれども、それはこの警察当局のように大変な手兵を持っていらっしやる当局におかれても、一人一人の者を尋問してそして確かめるといふようなことはどうも不可能ですから、これはやっぱり見込みに違いありません。しかもあつた、こういうわけですから、そうなること、これはそういう人々が集まったときにこの破壊活動者かどうかということ認定するということとは、きわめて至難のことに属するんだけれども、警察当局、それは集まったときに七千名のうち、これは破壊活動者だ、この団結小屋に入った者はこれは破壊活動者である、これは違つたこと、このことが容易に認定できるでしょうか。自信のほどをお伺いしたい。

○説明員(近藤藤二君) 集会等の際に集まりました破壊活動者の認定というものは、それが、そのの自体が破壊活動者の認定というものはむずかしいのでございませぬけれども、集まったグループの集合の状況は、大体同一のグループが同じような態勢で集まつておられますので、これは集合のそれだけのセクト別認定が現認ができるわけでございませぬ。破壊活動者については、その中で、法二条に言いますような、いろいろな罪で逮捕された者とか、あるいはこれと同調をして現地行動をするといふふうな者の中で、非常に蓋然性の高いといふ者について考えておるといふことは、先ほど御答弁でもありましたとおりでございませぬ。

○寺田熊雄君 セクトが集まったというのは大体それは旗なんかでわかるでございませぬ。また、演説内容など聞けば、しかし、それが散つてしまつた、団結小屋に入ったのか、入らないかなんといふことを一々警察官が尾行するわけじゃない、それからまた、そうでない人間が宿泊する場合もあるわけで、それを一人一人どうして認定するんだらうかと、法律家としてはどうして至難のわざのように思えるけれども、これは提案者にお尋ね

しますが、その団結小屋にたとえ出入りをする、五十人おるとしまつて。その中に一人でもその者がおれば、いわゆるあなたがたがおつしやる破壊活動者がおれば使用禁止命令を出すんですか。あと四十九人が平穩にそれを使用しておつてもなおかつ命令を出すんですか、どうなんですか。○衆議院議員(定立篤郎君) これは何といひませぬ、正直言つてあなたの意地悪い質問でございませぬ、一人が破壊活動者であつても五十人は平穩な人間であると、それをしも破壊活動者の集合の場としてこの法律を発動するの、かという話でございませぬ、まあ率直に申し上げますと、あの成田の周辺というのは、どう考へてもこれはまさに異常事態です。そして、さつきも申し上げたように無法律地帯と言われる、白昼、警察官が一人でも危なく歩けないと言われるような地帯が現出しているわけでありまして、どうもこれは法治国家として考へることのできないような状態が起つておるわけでございませぬ。これも根本を調べてみますと、やっぱりいつでも利用できるこの団結小屋といふものが現に存在を許して、これはもともと不法建築で、建築許可等を取つて正規につくられたものでないことは御承知のとおりでございませぬ。私どもも現行法で何とかこの取り締まり、場合によれば撤去までできないかと、代執行法その他いろいろ調べてまいりましたが、これは政府でも成田の空港の安全を守るためには最小限度もしょうばりにして、その工作物に限つて今度の処置を決めようといふことで立法案を考へたわけでございませぬ。

○寺田熊雄君 行政府としてもそういう点で、みづからの判断にゆだねられるという点で非常に危険なわけですよ。法律なんというものは乱用され

○寺田熊雄君 行政府としてもそういう点で、みづからの判断にゆだねられるという点で非常に危険なわけですよ。法律なんというものは乱用され

る危険がないように、聖徳太子が運用するんじゃないんですから。だから普通人であれば安心して運用ができるようなものでなければならぬわけですよ。さあ、どうだろうかという、提案者が首をひねらなければならぬようなことを、どうして現実の行政当局が自信を持って運用できるでしょうか。あなたは非常に意地悪な質問だと言っけれども、それじゃ二人ならどうなんですか。三人ならどうなんですか。それは現実には起り得るでしょう。それを治安当局は、これは危険な破壊分子が出入したということで、運輸省の方にそういう情報を送るかもしれない。そういう危険性を非常に持った法案だということは疑いがないんですよ。決してこれは意地悪な問題じゃないです。

それから無法地帯だということを提案者は非常に強調なさいますが、私は、あなたの方の世界観では、国家というものは決して階級支配の道具ではないと信じていらつしやると思つておられます。道義的な存在だと思つていらつしやると思つておられます。それならば国民もだれかが無法な状態を現出したからといって、こちらも対応的に無法的なことをしていいということにならぬのです。われわれはあくまでもやっぱ憲法九十九条によって憲法を守つていかなきゃいかぬ。相手が無法だからこつちが無法していいということにならぬのです。だから、そんな認識で立法されては困るんです。相手が無法であっても、こちらは憲法を守り法律を守つていかなきゃいけませんよ。そうでしょう。

○衆議院議員(足立篤郎君) 先ほどの御質問、一人でも暴力主義者がおればそれは対象になるかという御質問でございましたが、私がちょっと答弁に不備がございました。いま御審議願つて居る法案には御承知のとおり「多数の暴力主義的破壊活動者の集合の用」ということになっておりますから、多数は何人かと、二人が多数か、三人が多数かと言われると、これまた認定の問題になるわけでございます。

それから、目には目をというようなお話がございましたが、私も決してこれ感情的にこの法案を立案をしたわけではございません。あの成田の周辺の異常な事態というものの認識に立ちますと、あの団結小屋をそれでは尊重し、存置しなきゃならぬ理由というものは私どもはわからぬわけでありまして、やはり、きのうもいろいろ質問がございましたが、向こうが多数で襲撃をしてくる。警察の方に手落ちがあったんじゃないか。私も当日警察の手落ちが一部あったことは認めます。現場へ行って事情聞いてみましても、もつとどうもできなかったんじゃないかというふうにも率直に思います。しかし、上手にやつたからといって、暴力には暴力をもって警察が報いて、これを守つていくというだけでは余りにも能がない。それから立法府としてもこれは放置できない問題だ。そこで私も四党共同提案の協議をする段階で、いやしくも憲法違反のそしりを受けたくないということでも慎重に検討したつもりでございます。それから、憲法を守つていらないかという御発言は私は受け取るわけにはまいらないわけでありませぬ。

○寺田熊雄君 憲法を守つていないゆえんをこれからだんだんとお尋ねをしていくわけですが、非常な御認識の違いが提案者のお言葉の節々にうかがわれるわけです。たとえばあの団結小屋は違法建築であるということをおっしゃいましたね。その建築許可をとつていない。あんな農村で建築許可が要すると思つていらつしやることがおかしいわけですよ。たんぼの中にお百姓さんが建てるのに建築許可が要するんですか。私は要らぬと思つて居ます。それからお百姓さんが自分の所有地に建てるのにどうしてそれが違法なんですか。それからまた現実の団結小屋の中にはお百姓さん、石橋さんというあの副委員長の離れがありますよ。それから公民館を使用している者もありますよ。どうしてそれが違法なんですか。ですから、そういう点で事実の認識を全く欠いていらつしやるということをお見聞のわけですね。

○衆議院議員(足立篤郎君) 私も建築基準法その他細かに全部承知しているわけではございませんから、必要があれば専門家に答弁してもらいたいと思つて居ますが、いまあなたは自分の土地に建築物をつくるのは勝手じゃないかと言いますが、それを放置しますと、これはもういわゆるスプロール現象というのが起きます大変な問題になるので、いろいろと基準を決めておるわけでありまして、特に農地は農業の用に供すべきものでありまして、宅地に無断で転用することは許されぬわけでありませぬ。

○衆議院議員(足立篤郎君) いまの御質問は、結局現行法によってこれが違反になつて居るかどうかという判定の問題でございますから、私が答えよりもそれぞれ政府当局から答弁してもらいたいと思つて居ます。

○寺田熊雄君 じゃ、政府当局お願いします。

○政府委員(高橋寿夫君) これは建設省の所管でございますが、私も何と何とて居るところをお答えいたします。

成田空港周辺のいわゆる団結小屋の大部分は、そもそも建築確認の手續が不要な建築物であります。また、建築確認の手續が必要な建築物につきましても、その実質的な違反の態様を見ますと、光をとるための窓が設けられていないというふうな違反でありまして、これらについては窓を設けさせること等により違反を是正させることが可能かつ十分であるから、建築基準法の目的、趣旨からは、これに対し窓をつけなさいというふうな改善命令の措置しかとれない。したがって、そういうものを除却命令まで発することはできないというものが、現行法の活用でつまり建築基準法の活用で団結小屋を始末できないかということについての建設省当局の見解でございます。

○衆議院議員(足立篤郎君) 私も建築基準法その細かに全部承知しているわけではございませんから、必要があれば専門家に答弁してもらいたいと思つて居ますが、いまあなたは自分の土地に建築物をつくるのは勝手じゃないかと言いますが、それを放置しますと、これはもういわゆるスプロール現象というのが起きます大変な問題になるので、いろいろと基準を決めておるわけでありまして、特に農地は農業の用に供すべきものでありまして、宅地に無断で転用することは許されぬわけでありませぬ。

○寺田熊雄君 いま、提案者、お話のように窓をつけていないから違反だというような程度のものでございませぬ。だから、そういう点で非常に提案者自身が現実の認識を欠いていらつしやるということですから、余り時間もないですから、次に移りませぬか。

第三号第一項の一号から三号までを見ますと、一号は「破壊活動者の集合の用」というのでありますから、これは現在のこの刑事法秩序の中で別段犯罪を構成するものではございませぬけれども、第二号、第三号を見てみますと、これは「火災びん等の物の製造又は保管の場所の用」というのがあります。それから三号は「新東京国際空港又はその周辺における航空機の航行に対する暴力主義的破壊活動者による妨害の用」というのでありますから、これはたとえば火災びんの製造所持なんというものは、あるいは爆発物の製造所持なんというものはこれは現行法によって犯罪なんですよ。だから、これはもし事実が行われておるならば、現行法で警察当局が、現行犯ならば踏み込んで逮捕できるし、これが現行犯でなければ合状を取つて踏み込んで逮捕もできるし、その証拠物も押収できるわけですよ。それから「航空機の航行に対する暴力主義的破壊活動者による妨害の用」というのも、これは御承知のように現在の航空危険罪による犯罪なんです。これはつまりすぐに逮捕もできますし、それからそれが何らかの証拠物があれば踏み込んで押収できるわけですよ。これはもう完全に現行法で対処できるわけですよ。それをなぜ、それなのに使用禁止命令だとか、あるいは壊すというところまでいくようなことを考えられたんですか。だから、これは結局第一号の暴力主義的破壊活動者が集まるということに主眼を置いて居るとこれは断ぜざるを得ないわけですが、どうでしょう。

○衆議院議員(足立篤郎君) 暴力主義的破壊活動者を破壊活動者であると認定すれば、直ちにその者を逮捕したり処罰したりというこの法律ではな



たします。それから、そのやり方につきまして、政令で細則を決めるということになります。

○寺田熊雄君 そうすると、それはその命令を受領すべき人を具体的に特定して公告なきいいますか。

○衆議院議員(足立篤郎君) これは現状の認識の問題でございます。私が推察しておりますことを率直に申し上げると、恐らくだれがいつ建てたのか、所有者がだれなのか、一体管理者がだれなのか、占有者はその場におりますから調査をすればわかりますが、ちょっと名あてをはつきりして通知することは不可能だと思います。そういう場合にはやっぱり官報で告示といたしますか、通知をするということ以外に方法はないんじゃないかというふうに思います。

○寺田熊雄君 時間がないので急ぎますが、いま官報の告示はわかりました。それは命令を受領すべき人ですね、所有者がわかっているときはわかりますね。それから、所有者だけでなくて現実にそれを使用する者に対しても出すのでしょうかね。そうすると、それはその人間を特定してやるんでしょか。どういうふうにお考えですか。

○衆議院議員(足立篤郎君) これは現実的な問題でございますので、この法案が成立した後運輸省が当然実施政令を定めるといいますから、その段階でそうした具体的な措置は考えたいと思います。たださつきも申し上げたとおり、これはなかなか明確にわからない場合が多いと思います。いまま公団敷地の中に建っているもの撤去の訴訟が行われておりますが、それでもなかなかわからないという答弁がきの警察当局からございました。やっぱり官報で承知してもらう以外に方法はないんじゃないかというふうには私に究極的には思いますが、結局は行政当局が政令で定めることになるといふふうに思っております。

○寺田熊雄君 使用する人を特定するのかがどうかとお尋ねしたんですが。

○衆議院議員(足立篤郎君) 人がわかればもちろん通知する必要はあると思っておりますが、わから

ない場合には官報で告示する以外にないと思いません。

○寺田熊雄君 わからない場合というのは、どういふふうにして公示するんですか。

○衆議院議員(足立篤郎君) 政府が公示する方法はもう官報が原則でございますから、それ以外ないと思えます。どういふ方法と言われれば私にはそこまで細かな知恵はございません。

○寺田熊雄君 いや、これはやはり法制局は事務局の職員ですから、これは内部でアシスタントにはなり得ても、政府委員と違つてみずから答弁はできないはずですか。

○衆議院議員(足立篤郎君) 補助答弁はどうですか。

○寺田熊雄君 そういふわけにいかぬでしょう、補助答弁というものは、これはやはり提案者からどうしても答弁していただきたいし、非常なベテランでいらつしやいます。もしこの点の答弁はわからぬとおっしゃるならば、わかる答弁者を呼んでいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(足立篤郎君) 事実問題でございますが、法文化につきましては法制局に依頼をして検討してもらつた経過もございまして、衆議院の法制局の責任者も参つておりますから、そちらの方からお聞き取りいただきたいと思ひます。

○寺田熊雄君 じゃあ、その分だけ認めますから。

○衆議院法制局参事(大竹清一君) お答えいたします。これはいろいろ立法例もございしますが、この法文で、まず原則的には所有者、管理者がはっきりしておれば管理者、それから権原を持つておる占有者、これを特定して禁止命令を出す、これが原則でございます。ところが、相手方の名前がわかつておつても、どこにいるかわからないというふうなケース、それから建物そのものがあるけれどもそれが所有し、だれが管理し、あるいはだれが使つておるかこれもつかぬない、こういう場合がございします。こういう場合に備えま

て、この二項は禁止命令の相手方が事実上確知できない、あるいは命令が伝達できない、こういうときの規定として設けられておまして、それは官報でやる、こういうふうに相なつております。

○寺田熊雄君 だから、それは氏名不詳者というのでしよう。

○衆議院法制局参事(大竹清一君) 氏名不詳の場合もありまして、それが確知することができないか、あるいは伝達ができるか、できないか、これは事実問題でございまして、運輸大臣が命令を出すときに事実上確知ができるのか、あるいは伝達できない、これは個々具体的な判断によりまして確知できないときにはこうする、できるときにはこうする、これは具体的な事実上の問題で、法律上こうだあだ、こういうことではないと、この理解いたしております。

○寺田熊雄君 どうも、私の質問の趣旨がわからぬでせう。結局、なるほど所有者であればこれはわかるでせう。氏名不詳者でもよろしいわ。どこに所在するかどうかという建物の所有者ということ、これはほぼ特定できるでせう。それから占有者でも場所と建物の態容でわかるといふだけでも、今度は使用する人間の、これはどうしたつて特定しようがないのだから、告示しようがないじゃないですか。集まつてくる人間なんというわけにいかぬ、こんな漠然たるもので告示ができません。

○衆議院法制局参事(大竹清一君) お答えいたします。先ほどもちよつと申しましたが、ともかくその建物の中におる者、それが使つておる者だと、こういうふうな理解をしておるわけでございます。それで、権原を持つて使用している者、要するに使用権を持つておる者、たとえば賃借人であるとか、そういうふうな者に対して禁止命令を出すわけでございます。第一項の初めにございまして、命令を出す、こうなつております。このそれぞれはすべて権原を持つておる者、こういうふう

理解しておるわけでございます。いわば使用権もないのに一種の不法占拠と申しますか、事実上そこに来ておると、そういう者に対してまで命令を出すというところではございしません。

○寺田熊雄君 そこで問題がある。所有者の意思に反してみんながどんどん使つちやつたらどうなる。その所有者を罰することはできないじゃないの。伝達が何もその効果がない。それはあれな、入つた人間をふん縛るの、どういふつもりなの。

○衆議院法制局参事(大竹清一君) お答えいたします。入つた人々をふん縛るつもりはございしません。それからこの建物がある特定の用に使つちやつたら困りますよと、使わせませんよという命令は、その建物を使う権原を持つておる人が初めて命令を受けて使わせないと、こういうことができるわけでございます。それから、その命令を受けた人が、自分がその命令を遵守するために最善の努力をするということでもつて、いわば命令を守るための自分の義務を果したと、こういう理解をいたしております。

○寺田熊雄君 そういう結論にならざるを得ないので、どうしてもそれをたとえは所有者の意思に反して、あるいは所有者が命令を遵守する義務があるといつたつて、実力で阻止はできないからね。だから私は入つちやいけませんよと言つてもいい。けれども、それを実力で阻止しなれない。どうしても実際にはそういう状態が考えられる。そうすると封鎖になり、そしてそれはやはり除去ということにならざるを得ないわけだ。だから私はこの規定というものは結局必然的にどうしたつてこれは除去にまでいつてしまつてしまうことになる。そういう規定だと思ひますよ。

○寺田熊雄君 ところで問題は、この所有者がいま申し上げまし



○説明員(近藤恭二君) 答えをいたします。

○説明員(近藤恭二君) 答えをいたします。 団結小屋の個所数につきましては、ただいま常駐のものには三十四カ所になっております。これは、このほかに非常駐の団結小屋が二カ所と、いわゆる要塞というのが二カ所でございます。

なお、この常駐の団結小屋その他につきましては、常に移動、変動がございまして、ことしの三月末の現在では三十三カ所であったのでございまして、四月中に新しく二カ所がふえまして三十五カ所という時期がございましたが、五月の初めと申しますか、私ども十日前に確認したところでは一カ所減りまして、現在三十四カ所というふうになっております。

また、電話や郵便受け等がどのくらいあるかというふうなことでございますが、電話につきましては二十カ所の団結小屋が電話を持っておりまして、郵便受けはほとんどこれを備えつけております。

それから、団結小屋のセクト別の人員についてでございますが、現在各団結小屋に中核派、第四インターの日本支部、革労協といったものがございますけれども、いま申しました常駐団結小屋三十四カ所に約二百人が現時点で常駐をしております。ただ、この常駐の数も絶えず変動いたしております。その実態はなかなかつかみかねるわけでございます。現地闘争の直前にはかなりこの数が急にあふえるということがございまして、通常時では多いところで数十人、少ないところで数人といったような状況でございます。

また、団結小屋にいる者が平素何をやっているかというふうなこともございまして、平素はと申しますか、日中は私ども大体承知しているところでは、反対同盟員の農家に援農に出かけておると、あるいは機関紙等の作成配付を行っているというふうなことでございますが、これは日中はそういうことを行っているというところでございまして、また闘争の直前あるいは闘争時に団結小屋が出撃の拠点なりに使われるというふうなこと、あるいは団結小屋自体の搜索等を通じまし

て、いろいろ凶器等の置かれていた状況があるというところは私ども確認をいたしているところでございます。

また、団結小屋の常駐者の氏名等につきましては、これまで成田闘争で検挙されたことがある者とか、搜索差し押さえの際に立会人となった者につきましても、一部の名前はわかっておりますけれども、そのほとんどはやはり氏名等については明らかになっておりません。また、所有者等につきましても、これはたとえば部落の共有財産であるということが明らかかなものもございまして、現在なおその実態の把握に努めているところでござい

なお、こうした私どもただいま御質問をいたしましたのでいろいろ御報告をいたしました。これははいずれも警察活動を通じて、私どもが警察活動の中で把握したというものでございまして、その点もつけ加えて御報告いたします。

○神谷信之助君 そういう警察活動を通じて把握された状態、特に、凶器などが置かれていた状況などは把握をされているということですが、もう一度確認しますが、そういうことですか。

○説明員(近藤恭二君) 団結小屋における凶器の状況等の御質問でございますが、闘争時に使用されます火炎びんとか鉄パイプ、竹ざお等の凶器の隠匿、保管場所として利用されておるといふようなことは、私どもが、これは平素の警察活動というところでなく、団結小屋に対しましての搜索、差し押さえの過程を通じてたたくさんの証物品の押収という形で確認をいたしております。

○神谷信之助君 これまで、これらの暴力集団が団結小屋を破壊活動のための作戦の会議とかあるいは火炎びんの製造、武器の貯蔵あるいは動員の出撃の拠点に利用するというのがすでに明らかになってきているわけですが、それに対してなぜ警察当局としては必要な手段といたしますか、そういうものを適切に行便をしてこなかったのか、こ

の辺はいかがですか。

○説明員(近藤恭二君) 団結小屋に対して警察の必要な取り締まりの捜査手段をどう尽くしたかという問題でございますが、私ども常に団結小屋等につきましてもいろいろ機会に可能な限り搜索、差し押さえ等を実施しております。昨年以降だけでも延べ百三十一カ所に対して搜索を実施いたしております。凶器類を含む証拠品七千八百点を押収するといふふうなことで、これは強力な取り締まりを実施しております。五十二年中は二十一件で延べ七十九カ所の団結小屋を凶器準備集合、公務執行妨害、火炎びん使用取り締まり法の違反等で搜索をして凶器四百二十点を押収しております。また、ことしに入りましてからも、三月二十六日の事件まで十二の事件で四十一カ所の搜索をいたしました。凶器類を含む三千点の押収をいたしております。また、三月二十六日の事件以後もこの事件で、実はけさもいたしたわけでございまして、十二カ所の団結小屋の搜索をして凶器類多数を押収をしております。

私ども、いろいろな機会に団結小屋につきましては警察的な対処をするという努力をいたしております。また、三月二十六日の事件以後もこの事件で、実はけさもいたしたわけでございまして、十二カ所の団結小屋の搜索をして凶器類多数を押収をしております。

○神谷信之助君 いままでそういう強制捜査もやり、それから凶器なども押収をされているというわけですが、先ほどの報告では、現在でも二百人ほどが常駐をし、そしてまた凶器の火炎びん等の製造あるいは武器の貯蔵などが行われているという状況がいまだに続くわけですね。これはどうして連続して行わないのかということ。それから、いままでの審議を通じまして、そういう武器、凶器類が運搬をされるのを目撃をしておつても、そのまま運ば込まれるのを放任する、それで一定の時期になってからまた捜査をする、そしてまた集まってくるのを見て適当なときにまたやるというか、何にもやらないわけにはいきませんからときどきそういう強制捜査もやっておられるけれども、実際にそれを根絶するという点で、その

持込みをも含めて、徹底して、団結小屋に集合したりあるいは貯蔵したりすることができないような状況をつくり出していくということがなぜできておらなかったのか。現に凶器準備集合罪、あるいは火炎びん法とかいろいろありますね。これらの法律を運用して根絶を期していくことがどうしてできなかったのか。あるいはさらに、火炎びん法なんかは、国会で審議をされたときには、この法律は現場で押さえるのに非常に有効だという答弁もなされているわけで、それならば、現場で押さえるのに非常に有効な法律をわざわざつくってまでやられているわけですから、これをもっと有効に発動していくことがなぜできていないのか、この点はいかがですか。

○説明員(近藤恭二君) 凶器等の取り締まりのために努力が足りないのではないかと御指摘をいたしますが、凶器等の押収のために私どもできるだけの努力をして、裁判官の令状を得て搜索を繰り返しておるといふ状況は先ほど御説明したとおりでございます。

火炎びんにつきましては、火炎びん取り締まり法ができて、これは非常に有効に効力を発揮したといふふうな思っております。七年間ほとんど、火炎びん法が有効に働いて、多数集合の場合の火炎びん使用の事案はなかったわけでございまして、昨年の五月以降成田の現地において非常に火炎びんが使われるようになったという状況でございます。これにつきましては、またそれなりの私ども対処をしつかりしたいと思っております。

また、凶器等が現場に来る前にもっと制圧をする手法を使わないのかということでございますが、これは、現場の周辺ないし全国的に、特に首都圏等につきましては十分な検問の体制をとっておりますし、防犯的な措置をいたしても、各それそれの警察におきまして、たとえば火炎びんになり得るような空きびん等の保管等につきましてそれぞれ注意を促し、あるいは盗難等の場合には届け出を励行していただくようお願いをして

おりましたところ、最近になりまして、非常に空きびんが盗難に遭ったというふうな届け出が出ております。これは、彼らがそういうふうな動いておるといふことと同時に、私どもの防犯の活動がそれなりの効果を上げておるといふふうな思っております。

○神谷信之助君 けさもけさですか、十二カ所を強制捜査されたわけですか、先ほどの。けさやられたわけですね。そうすると、大体現在は三十四カ所の団結小屋には凶器類というのほとんど存在をしない状況になっておるといふのでしようか、その点はいかがですか。

○説明員(近藤恭二君) けさの捜索につきましては、十三カ所でございます。三百三十点の火炎びん、鉄パイプ等を押収をいたしておりますが、その他の団結小屋その他要塞等を含めまして、どういふ状態になっておられますか、その中の状況はちょっと把握いたしかねると思っております。

○神谷信之助君 これは中の状態がわからないというのは、警察の方では調査をすることができないわけですか。

○説明員(近藤恭二君) 警察がそういう中を調査いたします場合には、裁判官の令状を得て行うことにいたしております。

○神谷信之助君 たとえば、三・二六の事件で、それじゃこれらの三十四カ所かの団結小屋のうち何カ所が拠点として使用され、あるいは武器の貯蔵所として使用されたのか、この辺はいかがですか。

○説明員(近藤恭二君) 冒頭の御質問で申し上げましたように、三・二六の事件の出撃の拠点とかあるいは共謀関係その他背後関係等につきましてたまたまに捜査を進めている段階でございますので、その点につきましては御容赦いただきたいと思っております。

○神谷信之助君 そうすると、あと三月時点です。三十三カ所でしたか、三十三カ所と非常駐が二カ所、要塞が二カ所ですから計三十七カ所になりますね。三十七カ所のうち十一カ所だけが三・二六のあの闘いに関係があったということ、あとのところは無関係だったと、そういう認定ですか。

○説明員(近藤恭二君) あとが無関係と断定しているわけはございませんので、私ども証拠を用意いたしまして、裁判官の令状を得て、その許可を得てやったのがこれだけの個所数であるというふうに申し上げたわけでございます。

○神谷信之助君 その点が非常に私も納得できないわけですが、非常に嚴重な警備態勢といえますか警備態勢を組んで、非常事態といえますか、そういう暴挙が行われるかもしれないことを予測をして、そして十分な警備態勢をとっているわけですね。だから、非常駐の団結小屋あるいは二カ所の要塞、これらが少なくとも警戒をしなければならぬことになりませんか。それらが実際にちゃんと使われたのかどうかという点については、したがって十分な態勢を組んでおれば証拠品というのは、証拠の状況というやつはつかめるんで、令状を取ろうと思えば取れる、この三十何カ所あつて十一カ所だけやつて、たとえれば残りをほっておけば、今度はこちら武器を動かしたりいろいろそういう措置ができるわけですね。だから一挙にこういふ拠点を根絶をして、そういうことを再発を許さないというふうなそういうことを本当に考えれば、あれだけのこつこつ警戒態勢をとってどうしてそれがやれないのか、どうもわれわれその辺が疑問を持つておられますか。

○説明員(近藤恭二君) 繰り返し御答弁申し上げますように、証拠に基づきまして裁判官の令状を得て捜索をいたしますので、何か一般的な怪しいというところで網をかけて中の捜索を全面的にやるというふうなことはいまの法制上できませんので、私ども法律に従つてできる限りの努力をしていこうというふうに御理解いただきたいと思っております。

○神谷信之助君 あの準備をする以前から、三月二十六日に至るまで相当前から、以前からずっと警戒態勢をとっていますね。ですから何もそういう、何といひますか網を張つてということではない、現実にはいままでそれが拠点に使われ、武器庫に使われ、出撃拠点になっておるといふ状況があるわけですから、それに対する態勢をとつて、そして必要な措置をとっていくのが現行法の中でもよろうと思えば私はやれることなんだと。問題なのは、現行法を部分的に使つて常に一部は残しておく、一部は温存して、そしてまた繰り返してやられている。本当にこれを根絶をするという立場で現行法を運用し、できることを全部やるというのをやらない。できることがあるのにやらない、そういう状態が今日まで推移をしてきているというふうな状態が考えざるを得ないと思つておられますか、どうでしょう。

○説明員(近藤恭二君) 捜索につきましては、これは具体的な発生いたしました事件について、その事件に即して疎明をして令状を得るわけでございます。したがって、そういう枠の中で可能な限りの努力をして、精いっぱい努力をしております。その点は御理解いただきたいと思っております。

○神谷信之助君 それじゃ今度の法律ができるので、それがどんどんやれるということになるわけですか。言うなれば裁判所の令状が要らぬから今度ばもうどんどんやれますよということをおっしゃるわけですか。

○説明員(近藤恭二君) この今度の法律の運用につきましては、これは主管庁が違いますので私ども申し上げるわけにまいりませんけれども、私どもも理解しているところでは、今度の法律の目的

は、制限された特定の地域の中の工作物につきまして、多数の暴力主義的破壊活動者の集合の用その他について規制が加えられるというふうな承知をいたしております。

○神谷信之助君 もう一点警察に聞いておきますが、いままでの調査で団結小屋の所有主がわからない、すなわち調査できていないわけですか。

○説明員(近藤恭二君) 先ほども申しましたように、たび重なる捜索などで立会人などで一部は氏名がわかっている者もございまして、所有者につきましてもほとんどわかっているというものが現状でございます。

○神谷信之助君 この法律で公団なり運輸省の職員が調査権を持つということになりますか、警察活動についての知識も経験もないという職員の人たちが調査権を与えられて、そうして調査ができるということになるのでしょうか。この点はひとつ提案者はどのようにお考えですか。

○衆議院議員(足立篤郎君) 御心配の点、ごもつともだと思つておられます。しかし、この法律の中にありますとおり、関係各官庁は、この法律が通つた暁、法の執行について協力をしなければならぬ義務規定も設けておられます。現実的には警察等の日ごろの調査資料等の提出を求めて、そうしてその執行に当たるといふことに当然なろうかと思つておられます。

○神谷信之助君 これは警察官、警察の方に資料の提出を求めてそれに基づいて判断をするということですが、そうすると、ここで職員に調査権を与えるということになっておられますが、実際には調査権は行使をしないということをお考えしているんですか。

○衆議院議員(足立篤郎君) 調査権ということになりますか、調査はしますけれども、決定はすべて運輸大臣の責任でございますので、運輸大臣が最高責任者として決定をするということに御理解をいただきたいと思います。

○神谷信之助君 警察も、先ほど言いましたように、調査が十分にできない状況であるのに、私

が、制限された特定の地域の中の工作物につきまして、多数の暴力主義的破壊活動者の集合の用その他について規制が加えられるというふうな承知をいたしております。

言っているのは、そういう職員に調査する権限を与えても、実際にはできないんじゃないか。その点は先ほどの答弁では、そういうことなんで警察から資料をもらいますと云うんでしょ。恐らく警察—それじゃ職員に権限を与えたと云うても調査をする必要はないということなんで、そんな権限を与えるようなことを法律で規定する必要もないじゃないかということをおっしゃるんですがね。

○衆議院議員(足立篤郎君) これは三条の三項になりまして、運輸大臣が禁止命令等を出しまして、その命令が確保されているかどうかということについての調査でございますので、これはもう当然行政調査ということになります。

○神谷信之助君 禁止命令を出して、それがやられておるかどうかが調査に行くこと、それで警察活動の経験もない者がそういうのを—まあ、あるいは使用しているかも知れませんが、そういうことができるということになるわけですか。

○衆議院議員(足立篤郎君) 私のいま申し上げた趣旨は司法上の調査ではない、捜査でもない。つまり行政命令を発して、その命令が守られているかどうかという現状の調査を運輸省の職員にやらせるということでございますから、現実にはそれがまだ暴力集団によって占拠されておいて危害を加えられるようなおそれのある場合は、恐らく運輸省の職員は逃げて帰ってくると思いますが、その後の処置は封鎖とかいうような段階になりますと、これは当然もう警察の協力を得てやらざるを得ないということになると思います。

○神谷信之助君 そういうことであれば、警察の現行法の状況で警察権を行使するということが私に十分やれると思うんです。

それで、もう時間がありませんから最後にちょっと申し上げておきたいと思うんですが、これは五月五日の新聞ですが、これには反対同盟の戸村委員長、これは新聞によりますと先月二日の集会で「開港すれば、だれでもスーツケースを持って

空港に堂々と入れる、開港したからといって、われわれの闘争は終わらない。乗客に迷惑をかけるのが目的ではないが、結果的に巻き添えを食うことも十分考えられる」と、こういうように抗議をしております。それから中核なり第四インターなど、こういう暴力集団それぞれセクトも無制限、無制約のゲリラ闘争で開港を爆破するということも公言を、予告をしておりますから、したがって、私はいままでのような警察活動を適当にしながら、そして先ほど提案者もおっしゃっているような無法状態をつくり出しておいて、そしてもうお手上げですということ、こういう法律をつくろうというふうなそういう態度というのは、私は許すことはできないと思います。われわれやっぱり現行法の枠の中で十分にこれらの問題をいままでも根絶をすることができると、そのことは幾たびも指摘をしておりますから、こういう法律をつくるまでもなしにそれは可能であると、無用な運輸省の役人に、職員にそういう権限を与えてみたりして、責任を運輸省になすりつけて、そして警察の方の警察活動を故意に過すということとはこれは許されませんし、すでにもうそういう予告をやっているわけですから、もしそういう事実が防止できないようなことになれば、それはまさに警察の権威を問われる問題になるし、政府自身の権威にもかかわる重大な問題であるということだけを警告して、時間でありましてからこれで終わります。

○江田五月君 本法についての先ほどの審議を聞いておられますと、提案者の方ともすればこの団結小屋を使つての過激派のああいふ行動がけしからぬと、これについて何らかの対処をすべきであるということをおっしゃり、そこに戻られるわけでありまして、私もやはりそういう必要は決して否定するものではないわけでありまして、ただまあ、このいまの成田をめぐる紛争あるいはこの問題の中で、そうした方向だけが必要な手段であるのかどうか、もっと違った手段がいろいろ必要なんじゃないだろうか、それがまだ十分尽

くされていないのではないだろうかという気はしておるわけでありまして、いずれにしてもいま行われようとしている不法事犯に対する対処というのは必要がないというわけにはいかない。ただ問題は、必要というのはこれは発明の母であることには間違いないんですが、父ではないわけでありまして、母の盲目的愛で適当な発明をつくってしまいはいけない。やはり父の冷静な心がなければいけないと思うわけでありまして。

この法律は、どうも必要を確保するためにいろいろなところからいろいろな手段を集めて、非常によく検討されてたくさんのもんを持っているという点は敬服すべきであらうと思いが、余りにもあれも便利がいい、これも便利がいいとたくさんのもんを持ってき過ぎていたために、本当に日本の法体系の中で調和のとれた法になつていくかという、相当に調和を乱していると言わざるを得ないのではないかと、思います。どうも本法ではキーワードが三条一項の禁止命令でありまして、この禁止命令が出されまして、通常の法が適用されるべき地域が突然戒厳令があるいは恐怖と強権が支配する空間に変わってしまうというふうな、そこまで言うの大げさと思われるかもしれないんですが、あるいはそういう可能性もあるということを感じるわけでありまして。

具体的な点で伺いますが、この三条三項の「質問」ですけれども、これは何か立ち入りとか質問とか手続を予定されているんでしょうか、提案者いかがですか。

○衆議院議員(足立篤郎君) その前に当然に運輸大臣の禁止命令が出るわけでありまして、それをどうして告知するかという問題は、先ほど寺田さんからもしつこくお話がございました。なかなかむずかしい点はあると思いますが、その命令が遵守されているかどうかという調査だけの問題でございますから、その調査についてまだ使われておると、禁止命令が守られていないという現状を確認するための質問、行政質問に限られるわけでございますから、私はその質問について、これは犯罪

捜査ではございませんので、別段そのための手続を特に設けなきゃならぬというふうには考えておりません。

○江田五月君 そうしますと、この質問の場合に、一体どういうことを質問するかということになります。この命令の履行の確保のために必要な質問をなさるわけでありまして、そうすると当然、一体この多数の暴力主義的破壊活動者が集合したのかどうかと、あるいは何か火災びん等を保管しておるのではないのかどうかというものを質問するのが最も直截でありまして、それはすなわちこの九条一項によりまして、三条一項違反の罪に関する質問をすることになるのじゃないだろうか、あるいはその質問をする、質問を受ける者についての限定が関係者というだけしかないわけでありまして、禁止命令の名あて人だけに質問ができるわけじゃない。もっと大ぜいの関係者とい

いますと何が関係者になるのかわかりませんが、非常に広がるおそれがある。あるいは質問ができる場所的、時間的限界というふうなものも何も規定をしていない。そうしますと、この禁止命令が一度出ますとその周辺、周辺にあるいは限らないかもしれない、何かちょっと関係者と疑われるような者については、皆いつ質問が来るかわからない。きのうどこへ泊まったかというふうな質問が来る、その質問に答えられないというだけで九条の二項の方でこれ犯罪になる。この犯罪が行われまして、これで現行犯逮捕をされるというふうなことになるわけでありまして、どうもこの非常な問題であるかと思ひます。で、税法の質問の規定を恐らく参考にされておるのであるかと思ひますが、税法関係のものが辛うじて合憲という最高裁の判決はあるわけでありまして、税法の場合と全然違って、事項も特定されていないとか、あるいは質問される相手が広がってしまうとか、どうもこれが憲法三十八条に適合するとい

うのは非常にむずかしいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。簡単に願ひます。

○衆議院法制局参事(大竹清一君) お答えいたし

ます。

大体この規定は行政関係法規におきます一般的规定でございます。先生の揚げ足をとって悪いようですが、先ほどおっしゃいました、きのうどこで泊まったかというようなことは、ここで問題になるはずがない。この禁止命令、その建物の使用方が禁止命令に違反しているかどうか、その限りにおいて行政庁の職員がやります。

それともう一点、憲法三十九条、もう私が申し上げるまでもなく、あれは要するに刑事手続における保障である。こちらは行政関係でございます。

○江田五月君 きのうどこに泊まったかというのは関係ないとおっしゃいますけれども、多数の暴力主義的破壊活動者がどこに集合しているかというのを聞く、その質問になるんじゃないやしませんか。それから憲法三十八条一項の保障というのは、刑事手続だけでなく、実質上刑事責任追及のための資料の取得、収集に直接結びつく作用を一般的に有する手続には等しく及ぶというのが最高裁の判例であることは、御存じないとは思いませんが、そういう答弁をいただくとは思いませんでした。

そのほかに——時間がもう全くありませんので、聞くことはたくさんあるんですが、たとえば「損失の補償」の問題にしてもあるいは除却の問題、この三条の九項あるいは六項、このあたりは禁止命令を受けた名あて人以外の者にほとんどん広がついていくわけです。その近辺の人たち、あるいはそこに電力とかガスとか水道とかを供給している業者の人たち、あるいは近辺に限らず、たとえば外の方の道路からそこに至るまでの間の土地を持つている、建物を持つている人たち、そういう人たちにほとんどん及んで、そうした物が除却されるというような危険がこの三条の六項、九項あたりで出てくるわけでありまして。そういうことを考えますと、戦争前に非常に日本にたくさんあったといわれる直接強制を戦後私たちは重大な反省をして大幅に取り除いたわけでありまして、これも

それをここで再び大幅に導入する、しかも戦前に導入してやる。しかもこの「規制区域」というのは新東京国際空港の周辺だけという、当面はそのおつもりだということでありまして、二条三項二号によりまして、その外側、たとえばパイプラインはもちろんレーダーサイトとかあるいは考案方によっては京葉道路、首都高速、それから京成電鉄すべて入ってしまうことも可能じゃないかというふうなことになるかと思ふんで、相当な大変な問題だと思ふんですが、法務大臣、一言だけ御答弁を願いたいんですが、どうもこういうことで、必要から直ちにほとんどん広がつてすまじい法律をつくるというふうなことになるかと、やっぱり後世、民主主義というのは衆愚政治だといふふうな言われるようなおそれが出てくるんじゃないだろうか。なかなか行政官庁の方々は、さすがにしっかりした認識を持っていらっしゃるんですが、御自分で提出をされてしまおうというふうな、そういう民主主義に非常に反するような結果になっていくんじゃないだろうか。民主主義というのはやはり寛容の思想というのがその基本にならなければいけないんで、あるいはじっくりと物事をよく考えていって、そういう落ちていく事業を検討して、そういう姿勢が基本にならなければいけないで、そういうものがなくてほとんどん広か何らか直接強制を大幅に取り入れたら、そういうしりを将来受けるようなことになって、果たして法務行政の責任を負っていらっしゃる法務大臣としてよろしいんですか、どうですか。それを伺って私の質問を終わります。

○國務大臣(瀬戸山三男君) これは先ほど来質疑応答がありました。国会の議員提案として数党が共同されて提案されておるものでございまして。したがって、それを中心に国会で議論をされておるわけでございます。政府の立場で私はもとやかく申し上げたくはございません。ただ、無制限に広がるというふうな御懸念がありますけれども、この法律の内容自体を見ますと私はさきようには

懸念するということとは私は非常にいいことだと思ふ。やはり懸念をしないと注意を怠ることになりますから、国会等で議論をされて懸念の点を指摘しておかれるということはきわめて結構であると思ふんですが、この条文そのものを見まして、そういう懸念があるとは思いません。範囲も三キロ以内というふうなことにしてありますし、問題は、空港の安全と運輸の確保を図ろう、これを破壊しようというグループがあるわけでございます。現にあるわけでございます。それに對しては、いかに民主主義といえども、私は民主主義であるからこそそういうものは排除しなければならぬ、かように考えておるわけでございます。

○前島英三郎君 開港があとわずかということですが、恐らく成田問題は開港後も引き続きいろいろの問題を含みながら、空港というものが国際的にも国内的にもいろいろ注目浴びているわけですが、非常に運輸大臣のお顔の色も疲労感といふ形が何かやつれていて、そういうことが日を追って感じられまして、一つの国際空港が開港ということになりますと、その関係者の喜びはもとより、国民のやっぱり一人一人も祝福をしなければならぬというように私は思ふわけですが、ましてや日本の空の玄関でもあるわけですから、それが国民一人一人として喜びをあらわさないというふうなことにつけまして、大変問題があるわけ、私も実は成田空港も見てまいりましたし、それから成田空港が模範としたヨーロッパのいろんな空港も先般視察してまいりましたけれども、みんなどの空港関係者も、世界一不便だ、そして世界一問題をばらんだ空港だといふような、大変評判が悪いわけですが、そこでも運輸大臣にお伺いしたいんですが、そう言っても開港するわけですから、何としても成田空港にしてよかつた、いや成田空港はいいんだというものもやっぱり何かしら、なければいけないわけ、成田空港にしてよかつた、これだけは自慢できるといふものを幾つかおっしゃっていただけまして、私も今後のいろんな世界の仲間たちへのP

Rにしたいと思ふので、その辺から伺いたいと思ふ。

○國務大臣(福永健司君) 御理解あるお話、恐縮に存じます。どう見えますか。けれども、そう疲れちゃありませんから。

で、いま前島さんおっしゃる通りに、成田はまづかなり遠いところにある、こういうわけではございまして、世界じゅう見ますといろんなところもございまして。成田よりもまだ何十キロか遠いところもあるわけでございますし、だんだんだんだん、騒音対策等を考えますと余り都市に近接した空港は新しくつくることがなかなか容易でないということ等になりますので、事情はいろいろだと思ふ。しかしいざいざにしても近くて便利だといふところへはいかないことはお説のとおりでございます。したがって、そういうことはあるが、いざいざに強くなるわけでございます。また、このことごとくも何でございますけれども、かなり外国から来た連中なんかの中にも、行ってみてこんなすばらしいところはないという声を發している者もおります。逆に、いざいざにしても物的施設やあるいはその他、いろんな条件はなかなかいいけれども、そしてまた現在はまだ機能を十分に發揮してないが、それらのことがいろいろそろつてくると大変いいけれども、御指摘のように、ただ、不安なことがあつたんじゃないやこれはもう大変なことでございます。それならばゆえに私も一生懸命に對処しているわけでございますが、御心配をいただいております。また、まだそういう点で何にも心配ないというふうなことではないということを私は非常に残念に思ふわけでございますが、まあ幾つかの特徴もあり、しますけれども、不安があるというところでは一番大きな点で満足できない、こういうことでございまして。この上とも一生懸命に對処してまいりたい、こういうふう存じております。

○前島英三郎君 いい面はどうしても探してもない。不安ということの方がやっぱり大臣のお言

葉の中にも幾つか出てまいりましたが、かといつて、いろんな一つの空港をつくるまでのプロセスの問題が幾つか指摘されているわけですが、それでも、そしてでき上がる、無理押しででき上がる空港で、それにいろんな形の運動、もちろん過激派対策に対する、それはやっぱり法治国家としての威信を保つためには仕方がないことにはいたしましたが、今度のような緊急措置法采みたいなものがつくられる。じゃ、今度の国の施策の一つとして道をつくる、あるいは橋をかけるというような形の中で、こり押しをした政策の中で反対運動みたいなのが起った場合には、その三キロの範囲内を政令で定める区域内とするというような形で、どんどんこうした法案が乱造されることを大変私は懸念するわけですが、その辺、法治国家として何かそういうのがんじがために法律の中に国民が縛られるというのは、今後民主主義に反するという気がするんですが、法務大臣、その辺の法案乱造の傾向に対してはどういうお考えでしょうか、ちょっとお伺いいたします。

○国務大臣(福永健司君) ちよつとその前に。

いいところというのは、実は挙げ切れぬほどたくさんあるわけです。そこで私申さなかつたんですが、申さないから、ないから言えないんだらうというお話でございますが、そういう意味ではないことを御理解をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 法案を乱造する懸念はないかと。私は法案は乱造すべきものでなくて、必要に応じてやるべきものだ、時勢が進展し、社会が変化いたしましたので、国民生活が平穩でないという事態が起りました場合には、民主主義国家においてはそれを排除するのは当然でございます。これは乱造でなくて、必要に応じてやるということでございます。むちゃくちゃに人権を侵害する法律をつくるということは断じてやるべきではない、かように考えております。

○前島英三郎君 開港後一週間は送迎もできないということで、恐らく成田空港の周辺は警備陣でいっぱい入国するにしましても、出国する

に際しても、身内の送迎はありがたいものですが、警備陣の送迎などというのは余りうれいものじゃありませんし、まあ制服が私服か、どういふ形の警備体制かわかりませんが、それは今後どのくらい続くものなのか。マスコミの報道によりますと、一週間は当面は送迎は無理だといふようなことのようにありますが、いまの警察も、日本の警察も決して少ないというわけじゃない、諸外国は四百人か八百人に対して一人とありますが、いま大体七百八人か八百人に対して一人といふふうな非常に多い形だといふふうな何って送迎ができませんのか、そしてまたどのくらいまで警備をするのか、それが果たして持続できるものなのかどうなのか、国家公安委員長に伺いたいと思ひます。

○国務大臣(加藤武徳君) 空港を利用なさる離着陸の乗客の利便はもとよりでありませうけれども、敬送迎者や見学者に最大の利便を図ってまいりませうが、たてまえであらうと思ひますけれども、開港いたしましたし、しばらくの間は、移転等もまだ悉皆完了しておらない状況のようでありませうと、ことに極左暴力集団の動きの予測がきわめて困難でございますから、残念ながら、当分の間は公団とよく相談をいたしながら、原則として敬送迎や見学者の制限をいたさざるを得ない、かような状況でございますが、ただ、これはたてまえでございます。たとえば身障者の方の介添えの方でありますとか、あるいはまたお年寄りとか、子供さんの付き添いの方等に対しましては、当然お入りいただいて、利便を図っていかなければならぬ、このことがたてまえでございます。

そこで、どの程度送迎者並びに見学者の制限が続くかにつきましては、予測をしがたいのでございますが、一に極左暴力集団等の動きにかかつておるのでありますけれども、当分の間は制限を行わざるを得ない、かような状況でありますこと御理解をいただきたい、かように思ふ次第であります。

○前島英三郎君 最後の質問になりますが、特にアクセスの問題で今後は大きないろいろな問題をやらむと思うのですけれども、特に私も委員会でも再三身障者に対する問題を要請をいたしました。で、西欧の空港は非常に平面な形で、これはもうハンディキャップを持った人は自由に空港が利用できる。しかもみんなと一緒に利用できる部分があるのですが、御承知のように成田は、一番右の、車いすがターンできないような小さなエレベーターで、しかも左のウイングからというふうな形になりますと、大変な距離を歩かなければならない。こうしたものを幾つか私要求してまいりましたが、いま開港を目前にして、どの辺まで身障者に対する施設の改装がなされたかお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

○国務大臣(福永健司君) 前々から前島さんのそういう御発言を私伺っております。鋭意、そういうことにも対処してまいりました次第でございますが、実務者からこの点につきましてはさらに追加して答弁をさせることにいたします。

○政府委員(高橋寿夫君) 私も先生の御指摘もつともだと思ひます。ただ、公団がどこまで今日対応してきているか、ただいま公団の担当者も来ておりませぬし、データもいま私持っておりますので、後刻調べましてお届けいたします。

○前島英三郎君 ありがとうございます。

○委員長(三木忠雄君) 他に御発言もなければ、本連合審査会はこれにて終了することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(三木忠雄君) 御異議ないと認めます。よって、連合審査会は終了することに決定いたしました。

これにて散会いたします。  
午後零時十七分散会



第二十八部

運輸委員会、地方行政委員会、法務委員会連合審査会会議録第一号 昭和五十三年五月十二日【参議院】

昭和五十三年六月五日印刷

昭和五十三年六月六日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局